

東かがわ市条例第 11 号

東かがわ市地域支援事業利用料徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市地域支援事業利用料徴収条例を廃止する条例

東かがわ市地域支援事業利用料徴収条例（平成31年東かがわ市条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。